



# アゴマゴ商品券 10,000円分

500円券×20枚



利用期間

2026年4月20日(月)～9月30日(水)

対象となる方

2026年1月1日時点で豊見城市に住民票を有する方

## ご利用の流れ

豊見城市内の  
お店で使える～!

利用店舗でお買い物の際、  
レジ精算時に商品券を  
渡してください。



利用店舗は  
ポスターと  
ステッカーが  
目印です

お会計は  
1,000円です



商品券を  
使います



ポスター



ステッカー

使えるお店は随時更新中! [tomigusukucity-agomago.jp](http://tomigusukucity-agomago.jp) 豊見城市商品券サイト▶

最新情報はアゴマゴ商品券専用サイトにてご確認ください



商品券の対象  
にならないもの

- ① 医療保険や介護保険等が適用されるサービス及び商品(処方箋が必要な医薬品を含む)
- ② 国や地方公共団体等への支払、公共料金等
- ③ 金、プラチナ、銀、有価証券、商品券(ビール券、図書券、店舗が独自発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- ④ たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ⑤ 事業活動に伴って使用する原材料・機器類及び仕入商品等
- ⑥ 不動産に係る支払い(土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等)
- ⑦ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑧ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第2号から第5号に規定する営業及び「性風俗関連特殊営業」に該当する営業を行う者。
- ⑨ 特定の宗教又は政治団体と関わるもの・公序良俗に反するもの
- ⑩ その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの
- ⑪ 各利用店舗が指定するもの

注意事項

- 参加店において、利用期間内に限り利用可能です。●現金への換金等はできません。また、釣り銭の支払いはいたしかねます。
- 第三者への転売・譲渡は行わないでください。●盗難、紛失又は滅失に対し、発行者はその責任を負いません。
- 発行番号のないもの、押印欄に記載・押印のある商品券は利用できません。●購入した商品の返品や返金はできません

お問い合わせ先

アゴマゴ商品券事務局 TEL:098-988-8190 (受付時間) 平日9:00～17:00